

「公立の小中学校等における地震防災上改築又は補強を要する校舎等の整備の促進に関する臨時措置法案」の概要

第1 目的

公立の小中学校等の校舎等について地震防災上緊急にその安全性を確保する必要性が生じていることにかんがみ、当該校舎等に関し必要な整備の促進を図る。

第2 定義

- 1 「小中学校等」とは、学校教育法に規定する小学校、中学校、中等教育学校前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。
- 2 「校舎等」とは、校舎及び屋内運動場をいい、「地震防災上改築又は補強を要する校舎等」とは、地震防災上改築又は補強を要するものとして文部科学大臣の定める基準に該当する校舎等をいう。
- 3 「耐震診断」とは、文部科学大臣の定める方法により地震に対する安全性を評価することをいう。

第3 耐震診断の実施及びその結果等の公表等

- 1 地方公共団体は、その設置する小中学校等の校舎等のうち、新耐震設計基準（昭和56年）の施行前に建設されたものについて、耐震診断を実施しなければならない。
- 2 地方公共団体は、1の耐震診断の結果等を公表しなければならない。
- 3 地方公共団体は、1の耐震診断を実施した校舎等ごとに、その結果を掲示しなければならない。

第4 校舎等の改築又は補強の速やかな実施

地方公共団体は、第3の1の耐震診断の結果等に基づき地震防災上改築又は補強を要する校舎等であると認められるもの（以下「要整備校舎等」という。）について、速やかにその改築又は補強を実施するよう努めなければならない。

第5 国の補助及び交付金の特例

- 1 国は、第3の1の耐震診断の実施に要する経費の全部を補助するものとする。
- 2 国は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律により地方公共団体に交付金を交付する場合において、当該地方公共団体が同法に基づき作成した施設整備計画に記載された改築等事業として、要整備校舎等の改築又は補強に係る事業がある場合においては、当該事業に要する経費の次の区分に応じ、それぞれに定める割合を下回らない額の交付金が充当されるように算定するものとする。
 - (1) 改築に要する経費 2分の1
 - (2) 補強（(3)に掲げるものを除く。）に要する経費 2分の1（財政力指数が一定基準以下の地方公共団体が実施するものにあつては3分の2）
 - (3) 小学校、中学校又は中等教育学校前期課程の校舎等で木造以外のものの補強に要する経費 3分の2

第6 元利償還金の基準財政需要額への算入

地方公共団体が実施する要整備校舎等の改築又は補強で第5の2の適用を受けるものの経費の財源に充てるため起こした地方債で、総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、基準財政需要額に算入するものとする。

第7 私立の小中学校等の校舎等についての配慮

国及び地方公共団体は、この法律の趣旨を参酌し、私立の小中学校等の校舎等について、地震に対する安全性の向上が図られるよう配慮するものとする。

第8 施行期日等

公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成24年3月31日までの時限立法)